

—国民健康保険加入者のみなさんへ—

22年度 国保税率を改定しました

平成二十二年度の国民健康保険税の税率を改定しましたのでお知らせします。支出においては医療費が毎年増え続けている一方、昨今の経済状況の影響で収入が大きく落ち込んでいます。今回の改定は今後とも国保会計を安定して運営するために必要な改定です。

国保税は医療分、介護分、支援金分の合計で年税額が決まります。支援金分とは、後期高齢者医療制度への現役世代からの支援金です。また介護分については四十歳から六十四歳までの方について算出されるものです。

国保税は助け合いの精神により病気が、出産又は死亡に際し、必要な給付を行う大切な財源でもあります。町の国民健康保険事業の健全な運営に皆さまの一層のご理解とご協力をお願いします。



●限度額（上限額）の改定

- ※上記①から④の合計が限度額を超えた場合の上限額
- ◇医療給付費分 47万円→50万円
 - ◇後期高齢者支援金分 12万円→13万円
 - ◇介護納付金分 10万円(変更なし)

●所得が一定額以下の世帯の軽減率の改定

※世帯の所得額が一定額以下の場合の均等割と平等割の軽減率に変更されます。

世帯の総所得金額	(改定前)	(改定後)
33万円以下	6割	7割
33万円+世帯主以外の加入者等の数×24万5千円以下	4割	5割
33万円+世帯主以外の加入者等の数×35万円以下	なし	2割

●税率の改定

		21年度 (改定前)	22年度 (改定後)	増減
医療費分	所得割 (%) ①	5.3	6.0	0.7
	資産割 (%) ②	24.0	26.0	2.0
	均等割 (円) ③	13,900	15,300	1,400
	平等割 (円) ④	13,500	14,500	1,000
支援金分	所得割 (%) ①	1.9	2.1	0.2
	資産割 (%) ②	8.8	8.8	—
	均等割 (円) ③	4,900	4,900	—
	平等割 (円) ④	4,700	4,700	—
介護分	所得割 (%) ①	1.5	1.7	0.2
	資産割 (%) ②	9.1	9.1	—
	均等割 (円) ③	6,700	6,700	—
	平等割 (円) ④	4,000	4,000	—

▼医療費の補助制度が受けられる人は

乳幼児	12歳(小学校6年生)までの子ども
障害者	・身障手帳1～3級・療育手帳A1～B1・精神障害者保健福祉手帳1～2級(外来のみ)・65歳以上で国年法別表1程度の障害のある方・特別児童扶養手当1～2級該当者・国年法障害等級表1級9～11号該当者
母子・父子家庭	18歳未満の児童を扶養する配偶者のない父・母とその父・母に扶養されている18歳未満の児童
父母のいない児童	父母のいない18歳未満の児童
寡婦	配偶者及び子どものない50歳以上65歳未満の女子で、独りで生活を維持し所得税非課税の者

医療費補助制度

ご存知ですか

福祉医療の受給者証が更新されました

今年の七月三十一日で期限が切れる受給者証をお持ちの方は、町から新しい受給者証を送付しましたので、八月診療からご利用ください。

フォト
しもすわ

南・北小学校で40周年記念運動会



躍動、響き渡る歓声!



初夏恒例となった南北小学校の創立40周年記念運動会が快晴のもと行われました。練習成果をいっばいに発揮し、力強い演技・競技が繰り広げられ観客から大きな歓声がおくられました。



図書館まつり
賑わう

毎年恒例の「図書館まつり」が行われ、おはなしのひろばや朗読会、映画会など小さな子どもからお年寄りまで、楽しい催し物いっぱい楽しめました。



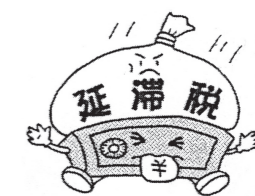
わんぱく相撲大会

国技館で行われる全国わんぱく相撲大会の出場を目指し、子どもたちが白熱の熱戦を繰り広げました。見守る保護者の大きな喝采をあげていました。

ご理解をお願いします!

一斉滞納整理を実施します!

～8月は「町税等夏期一斉滞納整理月間」です～



皆さんに、ご負担していただいている町税は、日常生活に密着した道路、ゴミ、公園などの公共施設の整備や、教育、福祉などの公共サービスの提供など、住みよいまちづくりのための貴重な財源です。大切なあなたの納税が明るい町をつくります。

◆大部分の町民の皆さんには納期限までに納入いただいておりますが、一部の方は未納となっております。町では税負担の公平性の確保と町歳入の柱である町税の安定確保を図ることを目的として、全課の職員を動員して夏期一斉滞納整理を、**8月19日(木)から25日(水)まで**実施します。また併せて保育料、上下水道料などについても一斉滞納整理を実施しますのでご理解とご協力をお願いします。

※納税に向けて努力する誠意が認められない方には、財産調査等の実施を徹底し、差押えを行うなど厳正な姿勢で滞納業務にあたります。

◆なお、税務課窓口では原則第1土・日曜日に納税相談窓口を開設していますのでご利用ください。(午前10時から午後4時まで)

◆納税に関するお問い合わせは、税務課収納係 電話27-1111(内線126・127)まで。